

女性活躍推進に基づく男女の賃金差について

対象期間：令和6事業年度（令和6年9月から令和7年8月まで）

1. 男女の賃金差

（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

雇用形態	前年度実績
正規雇用	97.1%
非正規雇用	100.6%
全労働者	85.9%

※非正規雇用かつ短時間勤務・勤務日数の少ないものは0.5人換算とする。

2. 採用した労働者における女性の割合

雇用形態	女性比率
正規雇用	65.3%
非正規雇用	81.4%